

議案第 22 号

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第3の50未満の項中「120円」を「130円」に改め、同表50以上100未満の項中「240円」を「270円」に改め、同表100以上200未満の項中「450円」を「510円」に改め、同表200以上300未満の項中「760円」を「860円」に改め、同表300以上の項中「1,610円」を「1,840円」に改める。

別表第4の50未満の項中「240円」を「260円」に改め、同表50以上100未満の項中「480円」を「540円」に改め、同表100以上200未満の項中「900円」を「1,020円」に改め、同表200以上300未満の項中「1,520円」を「1,720円」に改め、同表300以上の項中「3,220円」を「3,680円」に改め、同表備考を同表備考2とし、同表備考2の前に同表備考1として次のように加える。

- 1 代表者が本市に在住し、かつ、本市に在住する者がおおむね半数以上で構成される団体又はこれに類すると教育委員会が認めるもの以外のもので使用する場合は、利用面積における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例別表

第3及び別表第4の規定は、令和8年4月1日以後の佐倉市立公民館の使用に係る使用料について適用する。